

別表 2（第45条）

割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

○ 第45条第 1項の割引額は、表中に定める割引率をもって計算する。

割 引 種 別	割引運賃の種類	発 売 条 件	
1 被救護者割引 【券面の割引表示】 被救護者用「救」 付添人用 「添」	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第5号。）第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、当社の旅客営業取扱基準規程第27条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出した場合に発売する。 (2) 旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限る。 (3) 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人をつけることができる。（この場合は、被救護者が往路用の片道乗車券であっても、付添人に対しては往復乗車券を発売することがある。）	5 割引
2 身体障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合 「身」 ○介護者付の場合 身体障害者本人用「障」 介護者用 「介」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者 【取扱区間】 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。 【手帳の携帯】 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通旅客運賃 (片道、往復) キロ制限なし	(1) 第 1 種又は第 2 種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第 1 種身体障害者が介護者（1 人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注)身体障害者手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマート画面)の確認に代えることができる。	5 割引
	定期旅客運賃 キロ制限なし	(1) 第 1 種又は第 2 種身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、かつ、適宜な申込書を提出した場合に発売する。（旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合を除く。） (2) 第 1 種身体障害者及び 1 2 才未満の第 2 種身体障害者が介護者（1 人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 (注)身体障害者手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマート画面)の確認に代えることができる。	
	普通回数旅客運賃 キロ制限なし	(1) 第 1 種又は第 2 種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第 1 種身体障害者が介護者（1 人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注)身体障害者手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマート画面)の確認に代えることができる。	

3 知的障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合 「療」 ○介護者付の場合 知的障害者本人用「育」 介護者用 「護」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者 【取扱区間】 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券を払いもどしする場合は、知的障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。 【手帳の携帯】 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通旅客運賃 (片道、往復) キロ制限なし	(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注)療育手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマートフォン画面)の確認に代えることができる。	5割引
	定期旅客運賃 キロ制限なし	(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示し、かつ、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合を除く。) (2) 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 (注)療育手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマートフォン画面)の確認に代えることができる。	
	普通回数旅客運賃 キロ制限なし	(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注)療育手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマートフォン画面)の確認に代えることができる。	
4 精神障害者割引 【券面の割引表字】 ○単独の場合「健」 ○介護者付の場合 精神障害者本人用「福」 介護者用「付」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者	普通旅客運賃 (片道、往復) キロ制限なし	(1) 第1種又は第2種精神障害者が精神障害者保健福祉手帳(表紙の記載は「障害者手帳」)を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。 (注)精神障害者保健福祉手帳の確認は、障害者手帳アプリ MIRAIROID(スマートフォン画面)の確認に代えることができる。	5割引

【取扱区間】 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券を払もどしする場合は、精神障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。 【手帳の携帯】 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	定期旅客運賃 キロ制限なし	(1) 第1種又は第2種精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 (注) 精神障害者保健福祉手帳の確認は障害者手帳アプリ、MIRAROID(スマートフォン画面)の確認に代えることができる。	5 割引
5 運転免許証返納者割引 【券面の割引表示】 「免返」 【運転経歴証明書の携帯】 運転免許証返納者は、乗降の際及び乗車中は、運転経歴証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通旅客運賃 (片道、往復) キロ制限なし	(1) 運転免許証を自主返納した方が、運転経歴証明書を呈示した場合に発売する。 (2) 発売範囲は当社線内（石動～越中宮崎の各駅相互間）発着となるものに限る。※富山県内限定 (3) 小児設定及び年齢制限なし。 (4) 運転経歴証明書	5 割引

6 割引の定期乗車券 【券面の割引表示】 第1号「中・学」 第2号「小・学」 第3・4号「高・学」 第5号「養」	通学定期旅客運賃	(1) 中学校（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）及び特別支援学校の中学部の生徒に対し発売する。 (2) 小学校及び特殊学校の小学部の児童に対し発売する。 (3) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校の高等部の生徒 (4) 高等専門学校第3学年以下の学生 (5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6に規定する公共能力開発施設において普通職業訓練(短期過程にあつては、中学校卒業等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。)を受ける訓練生	3 割引 3 割引 1 割引 1 割引 1 割引
7 特定者用定期乗車券 【券面の割引表示】 「保」	通勤定期旅客運賃	(1) 被保護世帯に属するものが、特定者用定期乗車券購入証明書を提出した場合に発売する。 (2) 取扱区間は、当社線各駅相互間とする。	3 割引
8 通学用割引普通回数乗車券（通信教育用） 【券面の割引表示】 「学」	普通回数旅客運賃（大人のみ）	通信教育を行う次の学生又は生徒が、面接授業又は試験のため、当社線の区間を同じくして乗車する場合で、その指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合は、当該指定学校の最寄り駅までの区間について発売する。 (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生 (2) 通信教育を行う高等学校の生徒	2 割引 5 割引

○身体障害者の範囲及び種別の区分

等級及び割引種別			第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
障害種別				
視覚障害			1級から3級及び4級の1	4級の2、4級の3、5級及び6級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		2級及び3級	4級及び6級
	平衡機能障害		—	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—	3級及び4級
肢体不自由	上肢		1級、2級の1及び2級の2	2級の3、2級の4及び3級から6級
	下肢		1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3及び4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から2級	3級から6級
		移動機能	1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級	—
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1級から4級	—

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（平成30年7月1日現在）によるものとする。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とする。

○知的障害者の範囲及び種別の区分

第1種知的障害者 (本人及び介護者)	第2種知的障害者 (本人)
・ 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの ・ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの	・ 左記以外のもの

○精神障害者の範囲及び種別の区分

割引種別	障害者等級	精神障害の状態
第1種精神障害者 (本人及び介護者)	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者 (本人)	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」（昭和25年政令第155号）第6条によるものである。